

## 2023年10月1日～最低賃金引き上げへ

## 2023年度の最低賃金額

全国加重平均

1004円

□ = A ランク (+41円)    ■ = 1000円台  
□ = B ランク (+40円)    ■ = 900円台  
□ = C ランク (+39円)    ■ = 800円台  
 (かっこ内は引き上げ額の目安)

								北海道 960		
								青森 898		
								秋田 897		
								岩手 893		
								山形 900		
								宮城 923		
		山口 928	島根 904	鳥取 900	兵庫 1001	福井 931	石川 933	富山 948	新潟 931	福島 900
			広島 970	岡山 932	大阪 1064	京都 1008	滋賀 967	長野 948	群馬 935	栃木 954
長崎 898	佐賀 900	福岡 941			奈良 936	愛知 1027	岐阜 950	山梨 938	埼玉 1028	茨城 953
	熊本 898	大分 899	愛媛 897	香川 918						
	鹿児島 897	宮崎 897	高知 897	徳島 896	和歌山 929	三重 973	静岡 984	神奈川 1112	東京 1113	千葉 1026
沖縄 896										

全国として2023年10月からは平均43円最低賃金が引きあがる見通しで、最低賃金の全国加重平均額は1,004円で1978年の制度開始以降最高額となります。

**1000円を超えるのは前年の3都府県から8都府県に増えます。**

**(東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、京都、兵庫)**

今年は過去最大額の賃金引き上げが起こります。世界的なインフレや国内の物価上昇も影響し、企業には賃上げが求められていますが、経営者としては苦しい状況でもあると思います。

しかし、1時間当たりの賃金が最低賃金を下回っていた場合は違法となりますので注意が必要です！！

## ■ 監理団体からのお知らせ ■

今月は定期監査月となり、実習実施者の皆様にはお忙しい中ご対応頂いており、ありがとうございます。実習生・特定技能生との信頼関係の構築においても、残業時間の管理や、割増賃金の確認を徹底頂きますようお願いいたします。